

「復興特別所得税」についてのお知らせ

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が交付され、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間に渡り、所得税額に対して2.1%の「復興特別所得税」が課されることになりました。

所得税+復興特別所得税の計算方法	(例) 所得税率が20%の場合	20% × 102.1% = 20.42%
合計税率(%) = 所得税率(%) × 102.1%	所得税率が15%の場合	15% × 102.1% = 15.315%
	所得税率が7%の場合	7% × 102.1% = 7.147%

当金庫とのお取り引きでは、現行の税率にて計算した表示となっております。

このため、平成25年1月1日以降、本税率により預金利息、投資信託の譲渡益や分配金の所得額に対して、お預け入れ期間によっては、実際にお受取りになるお利息等が異なる場合がありますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

※普通預金・貯蓄預金等は、平成25年1月1日以降にお支払いする利息より復興特別所得税がかかります。
 ※定期預金・定期積金は、平成25年1月1日以降の満期日、および中途解約時にお支払いする利息・給付補てん金より、復興特別所得税がかかります。
 ※平成24年12月31日以前よりお預けいただいているご預金についても、平成25年1月1日から復興特別所得税がかかります。

復興特別所得税を付加した税率（平成25年1月1日～平成49年12月31日）

	(変更前)	(変更後)	
	平成24年12月31日まで	平成25年1月1日 ～ 平成25年12月31日	平成26年1月1日 ～ 平成49年12月31日
預金利息 (定期預金・定期積金等)	20%	20.315%	
公共債の利子 (国債利子)	所得税15% + 住民税5%	所得税15.315% + 住民税5%	
出資配当金 (出資金の配当金)	20%	20.42%	
株式投資信託の 譲渡益、分配金	10%	10.147%	20.315%
	所得税7% + 住民税3%	所得税7.147% + 住民税3%	所得税15.315% + 住民税5%

※上記は、奈良信用金庫で源泉徴収を行う主な金融商品について記載しております。

※今後、税制が改正された場合は、内容が変更になることがあります。

※記載されている税制の説明は、一般的な内容です。

課税の詳細については、税理士・税務署等へご確認ください。